

# 岐阜県公報

号外(二) 令和二年三月十九日

目 次  
告 示

- 牛のヨーネ病の検査の実施
- 死亡牛の伝達性海綿状脳症の検査の実施
- 牛のアカバネ病、イバラキ病、アイノウイルス感染症、チュウザン病及び牛流行熱の検査の実施
- 豚のオーエスキーブの検査の実施
- 家きんサルモネラ感染症、ニコーカッスル病及びマイコープラズマ病の検査の実施
- 蜜蜂の腐蛆病の検査の実施

(家畜防疫対策課)

(同) (同) (同) (同) (同) (同)  
～ ～ ～ ～ ～ ～

三三 二二 二一 ページ

岐阜県告示第百二十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六百六十六号)第五条第一項の規定により、次のとおり牛のヨーネ病の検査を実施するので、同条第一項の規定により告示する。

令和二年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

告 示

- 一 実施の目的  
牛のヨーネ病発生予防のため
- 二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに実施する区域

実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 摺乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛(生後百八十日未満のものを除く。)

2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛(生後百八十日未満のものを除く。)

実施する区域
岐阜市、高山市、瑞浪市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、養老郡、不破郡、本巣郡、加茂郡及び可児郡
大垣市、高山市(一之宮町、久々野町及び朝日町に限る)、関市、中津川市、美濃市、羽島市、飛騨市、郡上市、下呂市、羽島郡、安八郡及び揖斐郡
郡

<p><b>3 牛</b></p> <p>3 その他家畜保健衛生所長が特に必要と認める 1又は2を実施する区域</p>
<p><b>三 検査の方法</b></p> <p>家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する口一病の検査方法による。</p>
<p><b>四 実施の期日</b></p> <p>令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日</p>
<p>岐阜県告示第百二十八号</p>
<p>岐阜県告示第百二十九号</p>
<p><b>一 実施の目的</b></p> <p>牛のアカバネ病、イバラキ病、アイノウイルス感染症、チュウサン病及び牛流行熱の発生予察のため</p> <p><b>二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲</b></p> <p>越夏していない牛（原則として最終の採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）</p>
<p><b>三 実施する区域</b></p> <p>県内全域</p>
<p><b>四 検査の方法</b></p> <p>中和試験</p>
<p><b>五 実施の期日</b></p> <p>令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日</p>
<p>岐阜県告示第百三十号</p>
<p>岐阜県告事 古 田 筆</p>
<p><b>一 実施の目的</b></p> <p>牛海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため</p> <p><b>二 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲</b></p> <p>牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛の死体</p>
<p><b>三 実施する区域</b></p> <p>県内全域</p>
<p><b>四 検査の方法</b></p> <p>中和試験</p>
<p><b>五 実施の期日</b></p> <p>令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日</p>
<p>岐阜県告事 古 田 筆</p>
<p><b>一 実施の目的</b></p> <p>家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛のアカバネ病、イバラキ病、アイノウイルス感染症、チュウサン病及び牛流行熱の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。</p> <p>令和二年三月十九日</p>
<p>岐阜県告事 古 田 筆</p>



令和二年三月十九日発行

発 行 所 者

岐 阜 県  
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三  
一 岐阜文芸社